

米中摩擦は長期的・構造的で対岸の火事ではない

アジア経済交流センター 海外ビジネスアドバイザー 福井 孝敏

米国にトランプ大統領が誕生して2年余が経過した。

選挙戦中のその「過激な」言動から当初は「泡沫」候補と見られていたが、よもやの当選を果たしてから基本スタンスの「米国ファースト」は維持され、世界にさまざまな波紋を拡げている。

トランプ登場以前から特に欧州等ではポピュリズム旋風が強まりつつあり、それまでの、世界はヒトやモノの移動を妨げる障壁を低くして一体化を進める事で発展すると言うグローバリズムの気運が後退しつつあったが、トランプ大統領によるTPPやパリ協定からの脱退、メキシコ国境の壁建設への執着等でその傾向は最早主流と化しつつある。

特に世界経済に於いては、WTO体制下での貿易・投資の自由化や地域的連携の強化（FTA、EPA網の拡大）路線が、それを主導して来た米国の路線修正により大きな挑戦を受けている。

その端的な事例が世界第一と第二位の経済大国である米中両国間の経済摩擦であり、これは収束の糸口を全く見出せず、むしろ拡大の方向にあるどころか、「覇権争奪戦」との見方が定着しつつあり、米中が軍事的対決にまで進むとの論も見受けられる。

米中貿易では中国の出超状態が2000年代に入って以降、傾向的には一貫して拡大しており、現在は米国の貿易赤字の70%を占めるに至っていて、トランプ大統領はこの赤字を減らすべく、2018年7月以降3回に亘り、中国からの輸入に追加関税を課し、一方の中国もこれへの対抗とし

て米国からの輸入品に対し、同様な追加関税を課すという報復合戦の様相を呈している。

特に米国が9月に発表した追加関税（10%）輸入対象額は2,000億ドルに達し、これの是正策が3月1日までに採られなければ2日以降は関税を25%に引き上げるとし、米中間で協議が重ねられた結果、取り敢えずこの措置の発動は見送られている。

ただ、米中摩擦に於ける真に重要なポイントはこの貿易収支の改善ではなく、米国が中国に突き付けている「構造的」要求にある。その内容は、中国が国策として推進している「中国製造2025」なる、中国が建国100年となる2049年までに世界の製造強国のトップ入りを目指すという産業政策（これにより中国に進出した外資企業の技術の強制的な移転や中国企業への手厚い補助金が支給されている。表1参照）の撤回や米国企業への出資等を通じての知財情報の取得の阻止、非関税障壁の撤廃、為替操作を通じての通貨切り下げの停止等である。

表1「中国製造2025」 10の重点分野

1. 次世代情報技術産業
2. 高性能工作機械・ロボット
3. 航空・宇宙用設備
4. 海洋建設設備及びハイテク船舶
5. 先進的な鉄道設備
6. 省エネルギー・新エネルギー自動車
7. 電力設備
8. 農業用機器
9. 新素材
10. バイオ医薬及び高性能医療機器

中でも「中国製造2025」の撤廃は中国政府として受諾不可能な要求であり、こうした構造問題の解決は極めて難しいと言わざるを得ない。

日本として注意すべきは、上記の「構造的」課題の解決はトランプ政権や与党・共和党のみの要求ではなく、野党・民主党を含めた「超党派」の支持を受けたものという点であり、その意味で「長期的」「構造的」な摩擦であると言える。更に、米国は中国に要求のみを押し付けている訳ではなく、米国内でそれを支える各種の法的整備を行っている。

即ち、国家安全保障上の利益を害する活動に従事した企業への輸出禁止（更に注意すべきは米国産付加価値を25%以上含む製品を第三国から中国に再輸出する事も禁止）、中国製の通信機器・監視装置（ファーウェイ社等）の米国政府機関による調達禁止（更にこれら製品を使用している他社の製品も対象）、米国企業から知財情報を窃取した個人の起訴等の法的措置も講じている。

また、米国への投資を審査する外国投資委員会（CFIUS）が、非公開技術情報へのアクセスを可能とする投資や機微技術・重要インフラへの投資については例え少額投資であっても審査を行う（外国投資リスク審査近代化法（FIRRMA法。18年8月に成立済みだが発効は19年末くらいか）、AI・量子技術等軍事転用可能性を考慮したエマージング・基盤技術の米国からの輸出管理強化を検討中（現在、表2の14の技術につき検討中）である。

以上の状況に鑑みれば、今後日本企業としてはリスク回避のためにこれまでの内部管理を更に厳しく強化する事が必須となる。

例えば、中国で合弁企業を有する日本企業が機微技術を持つ米国企業に出資する場合（少額でも）はCFIUSの事前審査を受ける必要がある

表2 国家安全保障上重要として米商務省が定義した「先端技術 (emerging technologies)」14の技術分野 (2018年11月19日(URL:<https://www.federalregister.gov/documents/2018/11/19/2018-25221/review-of-controls-for-certain-emerging-technologies>))

1. バイオテクノロジー
2. 人工知能 (AI) および機械学習技術
3. 測位 (PNT) 技術
4. マイクロプロセッサ技術
5. 先端コンピュータ技術
6. データ分析技術
7. 量子情報・センシング技術
8. 輸送技術
9. 積層製造技術 (3Dプリンティング)
10. ロボティクス
11. 脳コンピュータインターフェース
12. 極超音速
13. 先端材料
14. 先進的監視技術

とか、米国で行った共同研究の成果を日本に持ち出す場合は事前許可が必要の他、それを中国に再輸出する場合も米国の許可が必要になるとか、また米国人技術者から機微技術を日本人技術者が「日本国内」で受け取る事もそれを中国に持ち出す事も米国の許可が必要という事になる可能性がある。

要は、米国の技術が自社を通じて中国に流出する事を防止する体制の確立や自社に於いて如何なる米国の技術を使用しているか、自社が中国でどのようなビジネスを行っているか、を改めて詳細に検討し、必要な対策を講じる必要がある。米中摩擦は既に中国への精密機械部品輸出の減少等日本企業への影響も出始めているが、今後は米国での法的措置の実施が進むに連れて、その影響が更に広範に拡大する可能性がある事を十分留意する必要がある。